



兵労発基 0826 第 2 号
令和 7 年 8 月 26 日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 山 口 隆 英 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、兵庫県労働組合総連合、郵政産業労働者ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部西宮分会、自立労働組合不二家神戸労働組合、JMITU 兵庫地方本部、JMITU テツコの部屋支部、JMITU 甲南電機支部、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、兵庫県高等学校教職員組合夢野台高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合淡路支部淡路高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合西播支部県立大附属分会、兵庫県高等学校教職員組合、兵庫県高等学校教職員組合八鹿高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合津名高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合淡路支部、兵庫県高等学校教職員組合上郡高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合北播支部、兵庫県高等学校教職員組合北はりま学校分会、兵庫県高等学校教職員組合丹有支部有馬高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合丹有支部から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。